

○那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

令和5年12月25日

条例第50号

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第45号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次条において「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号。次条において「基準省令」という。)その他の法第80条第2項の規定に基づく主務省令(地域活動支援センターに係るものに限る。))をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第17条第3項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは、「、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(体制の構築等)

第4条 地域活動支援センターは、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。